先着順による県有財産買受申込募集要領

令和８年１１月２日

先着順による県有財産売払の買受申込みにあたっては、この募集要領及び別添契約書(案)の記載事項を承知するとともに、物件調書等を参考に必ず現地を確認したうえで申込みください。

１ 売却を行う財産

(1) 名称：尾鷲高等学校職員住宅（尾鷲教１１号）

<table>
<tr><td></td><td>所在地</td><td>地目
（公簿／現況）</td><td>地籍
（公簿／実測）㎡</td></tr>
<tr><td>土地</td><td>尾鷲市泉町 953 番 20</td><td>宅地／宅地</td><td>474.09／474.09</td></tr>
<tr><td rowspan="3">建物</td><td>所在地</td><td colspan="2">尾鷲市泉町 953 番地 20</td></tr>
<tr><td>種類</td><td>構造</td><td>床面積（㎡）</td></tr>
<tr><td>居宅</td><td>木造瓦葺平家建</td><td>73.96</td></tr>
<tr><td>付属
建物</td><td>符号１（物置）</td><td>軽量鉄骨造亜鉛メッキ
鋼板葺平家建</td><td>3.40</td></tr>
<tr><td>最低売却価格</td><td colspan="3">13,200,000 円</td></tr>
<tr><td>その他の情報</td><td colspan="3">※物件調書「その他法令制限」参照</td></tr>
</table>

２ 物件に関しての注意事項

(1) 現地調査等

・現地説明会は開催しませんので、先着順による県有財産買受申込者（以下「申込者」という。）ご自身において、必ずあらかじめ現地を確認してください。

・この募集要領及び「物件調書」は売却物件の概要です。買受申込みを行う前に、必ず申込者ご自身において、現地及び利用等に係る諸規制に関する調査確認を行ってください。

・募集要領及び物件調書の内容と現地に相違がある場合は、現地を優先するものとします。

(2) 物件の引渡し

・物件は現況のままで引き渡します。

・図面と現況が相違している場合、現況が優先します。

・電柱等の移転・撤去、立木の伐採、雑草の草刈、切株の除去、フェンス・囲障・擁壁・

井戸など地上・地下・空中工作物の補修・撤去などに関する負担及び調整は、物件敷地の内外及び所有権等権利の帰属主体のいかんを問わず、一切、三重県では行いません。

・上下水道、電気及び都市ガスなど供給処理施設の引込みに際して、既存の埋設管等の補修・撤去や新たに敷地内への引込みを要することがありますが、三重県では補修・撤去や引込工事等の実施、これらに必要な費用の負担、供給処理施設への負担金の支出等は一切行いませんので、建築関係機関及び供給処理施設の管理者等にお問い合わせのうえ、各自で対応してください。

・地下埋設物、地盤及び土壌に関する調査、電波障害の調査は原則として行っておりません。

・越境物の処理については、三重県は関与しませんので、相隣関係で話し合っていただくことになります。（契約後に判明した場合も同様です。）

・物件内にある動産やゴミの撤去は、三重県では行いません。

・土地の開発行為等（建築を含む）を行う場合には、都市計画法、建築基準法等のほか、市町の各種要領をはじめとする関連法規等を事前に確認するとともに、所管する関係機関と十分協議のうえ、関連法規等を遵守してください。一定規模以上の建築物の建設計画等に対しては、建築確認等法令手続きに入る前に、事前協議が必要になる場合があります。

・道路幅員は、原則として現況の幅員を表示しています。建物建築等に伴い必要となる道路後退や土地利用に必要な接道条件（幅員、連続性等）については、関係機関と十分協議してください。

３ 申込資格

先着順の県有財産売払の買受申込みができる者は、以下の条件を全て満たす者とします。法人にあっては、役員全員について条件を満たすことが必要です。

⑴ 申込みに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

⑵ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に掲げる者でないこと。

⑶ 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止を受けている期間中である者でないこと。

⑷ 三重県物件関係落札資格停止要綱（以下「落札停止要綱」という。）により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

⑸ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

４ 申込方法

県有財産買受申込書に必要事項を記入、押印したうえで、添付書類を添えて持参又は郵送（一般書留郵便又は簡易書留郵便に限る）により申し込んでください。なお、普通郵便並び

に電話、ファクシミリ及び電子メールによる申し込みはできません。
また、提出した申込書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(1) 提出書類

① 県有財産買受申込書（別添　第１号様式）

・申込書に押印する印鑑は、印鑑登録証明書と同じものを使用してください。

・買受希望金額は、消費税及び地方消費税抜きの額としてください。（当該物件の契約金額には消費税及び地方消費税はかかりません。）

② 誓約書（別添　第２号様式）

③ 住民票の写し（法人の場合は、法人登記簿謄本又は登記事項証明書）
（発行から３か月以内のもの。）

・マイナンバーが記載されていないものが望ましい

④ 印鑑登録証明書（発行から３か月以内のもの。）

・県有財産買受申込書に押印した印鑑について、印鑑登録証明書を提出してください。

⑤ 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その３未納税額がないこと用）」の写し

・所管税務署が過去６か月以内に発行したもの

・納税証明書取得にかかる手数料については申込者負担になります

⑥ （三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者の場合）「納税確認書」の写し

・三重県の県税事務所が過去６か月以内に発行したもの

・使用目的は「入札等に参加するため」としてください。

⑦ （申込者が個人の場合）市（区）町村で発行される「身分証明書」

・発行から３か月以内のものとしてください（写し可）。

⑧ （申込者が個人の場合）法務局で発行される「登記されていないことの証明書（成年被後見人、被保佐人とする記録がない）」

・発行から３か月以内のものとしてください（写し可）。

⑨（申込者が法人の場合） 法人役員名簿（別添　第３号様式）

・法人登記に記載の役員の全員について、記載してください。

(2) 申込場所

申込先は、次のとおりです。持参又は郵送（一般書留郵便又は簡易書留郵便に限る）により申し込んでください。なお、郵送の場合は、申込書類が三重県総務部管財課へ到達した日を、申込みがあった日として取り扱いますのでご注意ください。

① 持参する場合

三重県庁１階

三重県総務部管財課　資産活用班

② 郵送で申し込む場合

〒514-8570　三重県津市広明町１３番地

三重県総務部管財課　資産活用班　あて

※郵送による申込みの場合は、必ず一般書留郵便又は簡易書留郵便により申し込んで

ください。

(3) 申込受付期間及び受付時間

令和８年１１月２日（月）から令和９年２月２６日（金）までの期間

土・日・祝日等閉庁日以外の日

午前９時００分から午後５時００分（ただし、正午～午後１時を除く）

※契約の相手方が決定したときは、その時点をもって受付を終了します。申込みに当たっては、申込みの受付が終了していないかどうか、あらかじめ電話等でご確認していただいた上でお申し込みください。

(4) 申込みに当たっての注意点

郵送での申込みについては、受付期間内の受付時間内に申込先へ書類が到達した場合に、その日の到達として取り扱います。週末、夜間等の受付時間外に庁舎等へ書類が到達した場合は、まだ申込先へ到達していませんので、次の受付日（開庁日）の到達として取り扱うことになりますのでご注意ください。なお、郵送で申し込む場合は、投かん後に、その旨を下記の申込み・契約に関する事務を担当する課・班（以下「事務担当所属」という。）へ必ず連絡してください。事務担当所属は、必要に応じ資料等の提出を求めることができるものとします。

また、インターネットメールなど原本が届かない方法による申込みは無効となります。

なお、提出書類等に不備があった場合は、到達しても申込みがあった日とはみなしません。

５ 申込書類の審査・受理

(1) 手順

提出いただいた申込書類については、その書類等に不備がないかを確認し、適正であると認めるときは先着順で受理を行います。なお、受理後、申込資格等の事後確認に一定の日数を要しますので、あらかじめご了承ください。また、事後確認の際に、追加で資料の提出をお願いする場合がありますので、ご協力をお願いします。

(2) 受理の順位に関してのルール

同日に二以上の申込みがあり、これを受理したときは、受理時間にかかわらず同順位で受理したものとして取り扱います。

第一順位で申込みを受理された申込者が資格確認で不適格になった場合に備えて、第二順位以降の申込みについても受理する場合があります。

６ 契約の相手方の決定

(1) 売却物件に対して、第一順位の申込みが１件の場合

申込資格等の事後確認ができた申込者を、契約の相手方に決定します。

(2) 売却物件に対して、第一順位の申込みが複数ある場合

① 買受希望金額が異なる場合

申込資格等の事後確認ののちに、買受希望金額の最も高い申込者を、契約の相手方に

決定します。

② 買受希望金額が同一の場合

申込資格等の事後確認ののちに、当該申込者又はその代理人によるくじ引きにより契約の相手方を決定します。この場合は、三重県からくじ引き実施日及びくじ引きの方法について再度連絡します。

(3) 順位の繰り上げ

① 申込者が、申込資格要件を満たさないことが判明した場合は、その申込みは無効とします。

② 第一順位の全ての申込みが無効となった場合は、第二順位以降の申込みの順位を繰り上げることとします。

(4) 契約の相手方を決定した場合は、その旨を通知するとともに、申込受付を終了します。

7 契約の締結等

(1) 契約の相手方の決定を行った日から３０日以内に契約を締結しなければなりません。なお、契約は「申込者」名義で締結します。

(2) 契約書は 2 通作成し、双方各 1 通を保有します。

(3) 契約金額は、県有財産買受申込書に記載された買受希望金額とします。

(4) 契約金額のほか、契約及び所有権の移転に係る費用（収入印紙、登録免許税等）は、契約を締結した者（以下「買受者」という。）の負担となります。

(5) 契約の相手方の決定を受けた者が３０日以内に契約の締結に必要な書類を提出しない場合は、契約の相手方決定を取り消します。

(6) 契約は、8 頁に記載の事務担当所属で行います。

8 契約保証金

契約の相手方の決定を受けた者は、契約の締結に先立ち、契約保証金として契約金額の１００分の１０以上の金額（千円単位に切り上げ）を、落札決定から原則２０日以内に納付していただきます。ただし、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第１９９条１項の更生計画の認可又は民事再生法第１７４条１項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の１００分の３０以上とします。

なお契約保証金については、利息を付しません。

また、契約保証金については、契約代金に全額充当します。

9 売買代金の納入

(1) 契約金額から契約保証金を除いた残額を、契約の際に県が発行する納付書により契約締結日から２５日以内にお支払いいただきます。

なお、契約保証金については、売買代金に全額充当します。

その他契約条項の定めるところによります。

(2) 契約締結後、売買代金が指定期日までに納付されなかった場合は、売買契約を解除します。その際、契約保証金は三重県に帰属することになり、お返ししませんので、ご注意ください。

10 所有権の移転等

(1) 売却物件の所有権は、売買代金を納入したときに移転します。また、所有権が移転したときに物件は現況のまま引き渡されます。（図面等と現況が相違している場合は、現況が優先します。）

(2) 所有権の移転登記は、売買代金が完納されたことを確認後、三重県が管轄法務局に嘱託しますが、買受者は、所有権移転登記嘱託請求書に登録免許税の領収済通知書（領収日付印が押印された原本）及び住民票の写し（発行から３か月以内のものでかつ、マイナンバーが記載されていないもの）を添えて提出いただきます。なお、法人の方は会社法人番号等を申請書類で確認します。

(3) 所有権の移転登記に必要となる登録免許税は買受者の負担となります。

(4) 買受者は、売却物件の所有権移転登記前に、その物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。

11 特約

(1) 売却物件については、以下のとおり用途の制限を契約に付しますので、ご注意ください。

① 買受者は、契約締結の日から５年間売却物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項に定める風俗営業、同条第５項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供することを知りながら、当該所有権を第三者に移転し若しくは売却物件を第三者に貸してはいけません。

② 買受者は、売却物件を暴力団関連施設その他周辺住民に著しく不安を与える施設の用に供し、又はこれらの用に供することを知りながら、当該所有権を第三者に移転し、若しくは売却物件を第三者に貸してはいけません。

③ 買受者が上記に定める義務に違反したときは、売買代金の１０分の３に相当する額を違約金として支払っていただきます。

(2) 用途制限の履行確認のため、必要があると認めるときは、物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を買受者に求める場合があります。

(3) 買受者が正当な理由なく実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告若しくは資料の提出を怠ったときは、売買代金の１０分の１に相当する額を違約金として支払っていただきます。

12　契約不適合責任

(1)契約締結後、売却物件に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものがあることを発見しても、売却物件の修補、代替物の引渡し若しくは不足分の引渡しによる履行の追完、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができません。

(2)上記(1)の規定にかかわらず、契約が消費者契約法（平成１２年法律第６１号）第２条第３項に規定する「消費者契約」に該当する場合は、契約締結後において、売却物件の引渡しの日から２年間に限り、当該物件に種類又は品質に関して契約に適合しないものがあり、契約を締結した目的を達せられない場合には契約の解除を、その他の場合には三重県に対し履行の追完、売買代金の減額又は損害賠償の請求をすることができます。なお、三重県の責任の範囲（賠償額）は、売買代金の額を限度とします。

13 申込み及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

14 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、買受者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」（以下「暴排要綱」という。）第３条又は第４条の規定により、落札停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

15 不当介入に係る通報等の義務及びそれを怠った場合の措置

(1) 買受者が契約の履行にあたって暴排要綱第２条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

① 断固として不当介入を拒否すること。

② 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

③ 事務担当所属に報告すること。

④ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、事務担当所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、買受者が(1)②又は③の義務を怠ったときは、暴排要綱第7条の規定により落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

16 その他

(1) 当該申込みに質疑（申込手続き、参加資格、仕様内容、契約内容等の申込み・契約に関する一切の事項）がある場合は、４(3)に定める期間内に行うものとします。

質問は、メール、ファックス又は持参により別添の質問票を事務担当所属あて提出してください。なお、電話による問い合わせは受け付けません。

回答は、質問票受け取り後１週間以内を目途に返信するとともに、内容については県ホー

ムページにも掲載します。

(2) 本件申込みの事項その他に関し疑義がある場合は、事務担当所属に説明を求め、十分ご承知おきください。申込み後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできません。

(3) 申込者は、先着順による県有財産買受申込みにあたり、国内の法律及び三重県における諸規程を遵守し、物件調書等に基づき適正な申込みを行わなければなりません。不正な申込みがあった場合は、その申込みは無効となります。

(4) 三重県会計規則（平成１８年三重県規則第６９号。以下、「規則」という。）第７１条の各号のいずれかに該当する者の申込みは無効とし、次のいずれかに該当する申込みは無効として取り扱います。

① 申込資格のない者が申込みしたとき。

② 申込みに際して談合等の不正があったとき。

③ 申込者が別途定めた期間までに申込書を提出しないとき。

④ その他契約締結権者があらかじめ指示した事項に違反したとき。

⑤ 最低売却価格に満たない金額による申込みをしたとき。

(5) 契約相手方決定通知後の契約不履行は、落札停止要綱の対象となります。

(6) 契約書の作成及び提出については、規則第７６条及び第７７条によります。

(7) 買受者は、物件調書等に記載された内容を遵守し、誠実に契約を履行しなければなりません。

(8) 買受者は、三重県が定める個人情報の取扱規定を遵守しなければなりません。

(9) 物件の引き渡しは現況のままで行いますので、各自で必ず現地を確認してください。

(10) 現地を確認されるときは、周辺の迷惑にならないように注意してください。また、足元が悪い場合もありますので注意してください。

(11) 土地の利用や建物の建築に当たっては、建築基準法や所在自治体の条例等により指導等がなされる場合や開発負担金等が必要となる場合がありますので、必ず事前に、関係機関にご確認ください。

(12) 売買契約締結の日から売却物件の引き渡しの日までの間に、三重県の責めに帰すことができない理由により、売却物件に滅失、き損等の損害を生じた時は、その損害は買受者の負担とします。

(13) 買受者は、売買契約に定める義務を履行しないために三重県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。

(14) 売却物件の活用に当たっては、法令等の規制を必ず厳守しなければなりません。

(15) 申込募集要領及び物件調書の内容と現地に相違がある場合は、現地を優先するものとします。

(16) 申込募集要領に記載がない事項及びその他必要な事項は、規則に規定するところによります。

■申込み・契約に関する事務を担当する課・班（事務担当所属）
〒５１４－８５７０
三重県津市広明町１３番地
総務部管財課資産活用班　助田
電　話　059-224-2137　ＦＡＸ　059-224-2111